3. [その他の課題について]

吉田町会場(吉田健康福祉センター)

Q31:農業基盤整備促進事業について。市内には、ほ場整備が終わって既に30年以上が経過した農地や水路等がかなりある。老朽化したほ場の再整備が課題である。こうした中、昨年度、市から、簡易な基盤整備を対象とした農業基盤整備促進事業について要望箇所のとりまとめがあった。以前にほ場整備したときには、現在よりも補助率がずっと低くて、しかも公庫資金の利率も高く、大変だった。その償還が終わったところに、今度はほ場が老朽化してきた。農業従事者も高齢化してきている。荒廃地を放棄するというようなことになってはいけない。老朽化した農地を修復する予算をかなり投入されないと農業生産の維持ができないのではないかと思う。地元としては高齢化が進む中で、大規模な補修に取り組んでも償還財源を確保することができないことから、今はこの事業で整備するのがやっとという状態。地元の要望どおり実施できるよう市で財源をしっかりと確保していただきたい。

A:現在、雲南市のほ場整備率は67.6%。ただし、この数字は昭和39年以降のほ場整備を対象としており、それ以前のものは含まれていない。指摘のあったほ場の大半は、昭和38年以前に整備された部分だと思われ、確かに再度整備が必要な状況と理解する。地元でご相談されて、具体的な場所をピックアップされた上で、市としても、地元負担のできるだけ少ない国の事業に取り組んでいかないと前に進んでいかないと思うので、ご相談いただきたい。(市長)

Q (再質問):補助事業で、もう一度やらないかという話もあるが、今年の新米の価格も下がるという話もあるし、再整備をしたところで償還財源が生まれないということは誰も知っているし、仮に今の世代がほ場整備しても、償還するときには手をあげる者がいないと思う。農業基盤整備促進事業で整備するのがやっとという状況。農業基盤整備促進事業も負担が25%で、しかも単年度で償還せよというようなやり方なので、土地改良区で検討されて複数年で特別賦課金のような形で償還するようなことを考えられないと地元も手を上げないと思う。そのあたりをご検討いただきたい。

A:農業基盤整備促進事業は、小規模の基盤整備を対象とし、国 55%、県 15%、市 5%、地元 25%という負担で実施するということで、昨年度受益者からの要望をとりまとめ、市内全域で 118 箇所の要望があった。要望のあった全箇所を、この事業を活用して実施する計画であり、希望されたところに事業年度、事業規模についての調査のお願いをしたところである。市の負担部分の 5%について予算を確保することはもちろん、国、県の予算の割り当てをきちんと確保できるよう努力していく。単年度ですべての箇所を実施することは難しく、多少期間をいただき複数年度に分けて 1 1 8 箇所を事業施行していきたいと考えている。

また、地元負担 25%の取扱いについて、できるだけ負担がないようにという点と、土地改良の事業としてという点については土地改良区の判断ということになるが、これについては小規模の基盤整備ということで、そもそもが単年度で終わるような箇所が 1 1 8 か所というふうに認識している。したがって 2 5 %の負担ということになるが、数年度でやるような大規模な地元負担額にはならないのではないかと思っているが、いずれにしても地元の負担が大きくならないような対応を考えていきたい。現時点では市が直営で事業を行う考えでおり、土地改良法の手続きが必要ないというメリットや、着手がしやすいというメリットもある。それからおっしゃられたように例えば改良区として償還事務が発生すると賦課金が発生するということもあり、賦課金の取り扱いもご検討の上どちらで行うかということもあるが、現時点では市で行うことによって、皆様方の負担もそう多くないのではないかと認識している。いずれにしてもご意見いただいた中で、今後改良区も含めて検討の場が必要であれば設けていきたい。(産業振興部長)

Q32: ①環太平洋戦略的経済連携協定 (TPP) への対応について。先日日本は TPP の交渉に加わった。関税の撤廃が基本の協定であり、何百億単位のものが失われる、雇用も失われる、国の試算の中で第一次産業は崩壊するのではないかという話もある。政府は農業に関しては重要品目は守るということを表明してはいるが、

消費税の増税も予定される中、我々農業に携わる者は非常に不安を感じている。TPPの影響については国や都道府県で試算をしているが、雲南市においては試算されているのか。影響を試算し、懸念材料を持って今後の対策を検討しているのか。勝ち残る企業は良いが、小規模な農家は淘汰されるのではないかと思う。現に十数年来企業においてもグローバル化の波により、都市の町工場が疲弊した。その中でも勝ち残った企業はあるわけだが、それとは違って我々第一次産業は消費税増税のこともあり不安に思っている。日本のTPPへの参加により雲南市の農業がどの程度の打撃を受けるかということを明らかにしていただきたい。試算がまだであれば今後示していただきたい。

②水稲採種について。吉田町は県下でも有数の種籾の産地。老朽化が進んでいた吉田の水稲種子選穀施設について、つや姫という新品種への取り組みに合わせて改修され、市の支援もいただき今月完成する。感謝したい。畑作の新作物だけではなく、基幹作物である水稲についても引き続き市の支援をお願いしたい。小さな農家も多く、個人では大きな設備投資はできない現状。勝ち残っていく力のある農家や担い手のいる農家でなければ、行政の支援を受けることが難しい昨今のようではあるが、それだけではこの美しい田園風景を守ることはできないと思う。よろしくお願いしたい。

A:TPP の影響については、国の試算に準じた形で島根県も試算している。しかし、国や県の試算は非常に大きなマクロの数字を捕まえたものであり精度は高くないといえる。市町村レベルでは、住民のみなさんへの影響を考えると、精度の高い数字を示す必要があると考えており、雲南市においては、県の対策会議等から情報提供を受けながらもう少し慎重に試算することとしている。重要品目については交渉次第で関税撤廃を阻止することもできるという情報も入っており、こうした動向も見極めての試算ということになる。今しばらく時間をいただいて、最終的な対応については、住民の皆さんにお諮りしながら検討していきたい。(産業振興部長)

A: TPP について。雲南市長としてどうかということだが、農産物の関税撤廃については絶対反対だということで市長会を通じて全国市長会にもそれを反映し、全国市長会もそのことを言ってきた。いきなり交渉参加をするにあたって農業は守らないといけないという国の姿勢が出されている。仮に農産物の関税が撤廃されると、日本の農業は壊滅的な打撃を受ける。昭和39年に関税が撤廃された木材がよい例。当時は高度経済成長の時代であり、木材自体の需要は伸びていた。それにも関わらず、関税撤廃によって多くの外材が入ってきたことにより、国産木材の消費量は減少し林業は衰退した。森林資源が切られずに今に至っている。有史以来の日本で今ほど森林資源があるときはなく、一方で今ほど山が荒れているときもないという状況になってしまっている。これと同じように、農産物の関税が撤廃されると外国の農産物がどんどん入ってきて、農業の低迷を招くのは火を見るより明らかである。農産物についての関税撤廃はあってはならない。このことはこれまでにも島根県市長会を通じて全国市長会へも訴えてきた。今後とも強く訴えていく。

水稲の作付けにかかる機械設備の更新について。吉田は、島根県の種籾の約8割を生産している。吉田の米のステイタスはこれからもしっかり担保されなければならないと思っている。市としてもできる限りの支援をしながら一緒に頑張っていきたい。(市長)

Q33:地域自主組織について。今年度からの制度改正により交流センターの常勤職員を1名増員することができ大変喜んでいる。現在、吉田地区振興協議会においては、新しい地区計画の策定に取り組んでおり、地区の将来を皆で考えようということで、住民アンケートの実施や、各種団体が集まる吉田円卓会議の開催を予定している。こうした振興協議会の活動において、先頭に立って動いてくれているのは、総合センターに勤務する職員。大変感謝している。本庁に勤務する吉田地区の職員についても、振興協議会の行事や会議があるときには、管理職のみなさんから「残業をせずに、帰って地域の仕事をやりなさい」と一声かけていただければ、安心して参加できると思う。また、地域自主組織の役割は非常に重要になり活動も活発となっているが、一方で、自主組織のできることは限られていると考えている。すべてを自主組織に任せるということではなく、市の成すべきことはしっかりと果たしていただきたいと思う。自主組織は市の支えがなければ動けない。今後とも様々な形での支援をお願いしたい。

A:25年度から交流センターの職員の雇用形態を変更し交付金を増額することで、より動きやすい形ができたのではないかと思っている。これを有効活用し活発な活動を展開していただくようお願いしたい。吉田地区出

身の本庁職員もふるさと吉田のためにがんばりたいという気概を十二分に持っている。そうした思いが行動に 移せるような体制を本庁部局としても整えたい。また、ご指摘のあったとおり、自助と共助と公助、その縦わ けをしっかり意識しながら、行政が果たすべき役割については今後ともしっかりと果たしていく。(市長)